四　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第二号イに掲げる事項の実施を伴うものである場合には、次のいずれにも該当するものであること（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）。

イ　（略）

ロ　（略）

五　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第二号ロに掲げる事項の実施を伴うものである場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該株式の取得の日から起算して三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれるものであること及び当該三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなった後は、当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を継続して保有すること。

ロ　前号イ及びロのいずれにも該当するものであること（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受け、かつ、当該特別新事業開拓事業者の議決権の取得の状況に関して省令第四条第四項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）。

2　（略）

四　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第二号に掲げる事項の実施を伴うものである場合には、次のいずれにも該当するものであること（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）。

イ　（略）

ロ　（略）

（新設）

（新設）

2　（略）

3　省令第四条第四項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、経営資源活用共同化推進事業者が、省令第三条第一項二号ロの事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなったこととする。

4　省令第四条第五項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（証明の申請）

第六　（略）

2　（略）

一～三　（略）

四　申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動により取得した株式が購入により取得された特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）の株式が次に掲げるいずれかに該当すること　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該取得した株式の額が七億円以上であり、かつ、その取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなったものであること　様式11

ロ　当該取得した株式の額が三億円以上であり、かつ、その取得の日から起算して三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれるものであること　様式11及び様式12

五～七　（略）

（新設）

3　省令第四条第四項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（証明の申請）

第六　（略）

2　（略）

一～三　（略）

四　申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動により取得した株式が購入により取得された特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）の株式であって、その株式の額が五億円以上であり、かつ、その取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなったものであること　様式11

（新設）

五～七　（略）